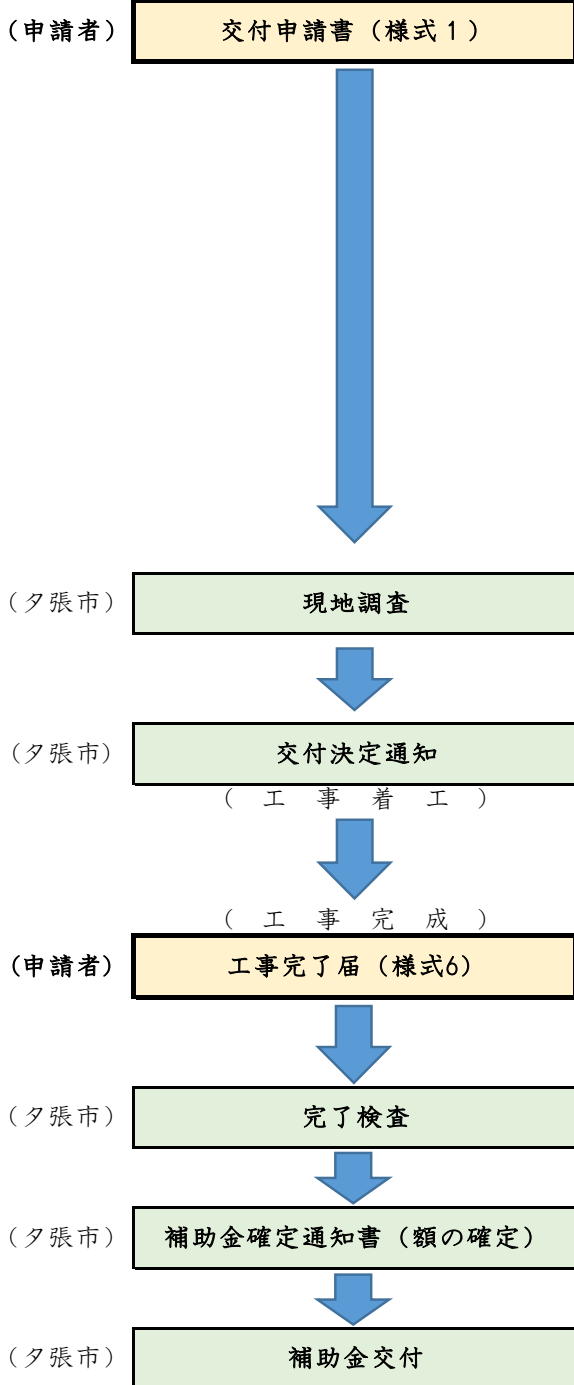


～ 夕張市老朽建築物等除却費補助金交付申請手続きの流れ～

《 手続きの流れ 》

《 提出書類等 》

除却工事の着工前に申請が必要です。
 なお、着工予定日の約3週間前には申請を行ってください。



- 申請者と同一世帯を構成する世帯全員の住民票の写し
- 工事見積書(工事箇所、内容及び規模、除却費、運搬費、産廃処理費及び諸経費等を区分したもの～原本)及びその写し。
- 工事請負契約書(原本)及びその写し。
- 付近見取図、配置図及び平面図等。
- 除却する老朽建築物の外観写真。(現況2面以上)
- 登記事項証明書(原本)及びその写し
 固定資産税課税台帳記載事項の証明書
 固定資産・都市計画税納税通知書及び課税明細書の写しのいずれか。
- 当該調査同意書(様式10)
- 承諾書(相続人が複数の場合又は区分所有者がいる場合)
- その他所有者として確認できるもの。

※ 夕張市が補助の対象となるか不良度調査等を実施
立会が必要です。(工事請負業者の立会も可能です)

※ 夕張市が申請者に通知
 ※ 交付決定通知到着後、除却工事の着工(開始)

- 除却工事の状況が確認できる写真(着工前、工事中及び完了後)
- 除却後の敷地全景写真(2面以上)
- 振込口座通帳の写し(通帳が電子の場合はキャッシュカードの写し)

※ 夕張市が現地を確認(立会不用)

※ 夕張市が申請者に通知(郵送等)
 ※ 補助金支払予定日も通知

- 申請者の指定金融機関、口座に振込